

江戸川区

避難行動要支援者対策

（個別避難計画作成モデル事業 成果発表会）

令和4年3月15日

江戸川区の概要



**三方を水に囲まれ、
陸域の7割がゼロメートル地帯**

➡ 水害リスクを抱えている

- 東京都の東端に位置する
- 南北13km・東西8km
- 面積 49.09 km² (23区で4番目)
- 人口 (令和3年4月1日現在)
 - 694,630人 (23区で4番目)
 - 高齢者人口 147,627人 (21.2%)
 - 障害者手帳保持者数
 - 24,909人 (3.59%)

○ 過去の外水氾濫による被害履歴

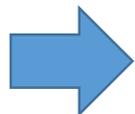
昭和22年9月 カスリーン台風（浸水30,506戸、被災者132,991人）

昭和24年8月 キティ台風 （浸水12,545戸、被災者 62,324人）

令和元年10月 台風19号

初の避難勧告を発令（荒川洪水危機による）

避難所設置数：105施設 避難者数：35,040人



水害への備えは喫緊の課題

令和 2 年度

避難所の位置づけ変更

要支援者対象者の検討

福祉避難所の指定

令和 3 年度

7月

福祉避難所への説明会の実施

福祉専門員への説明会の実施

個別避難計画の作成依頼（要支援者）

8～3月

個別避難計画の作成（福祉専門員）

3月

福祉避難所等へ計画書の提供

令和 4 年度

避難訓練の実施

令和2年度の取組

1 避難所の位置づけ変更

2 要支援者対象者の検討

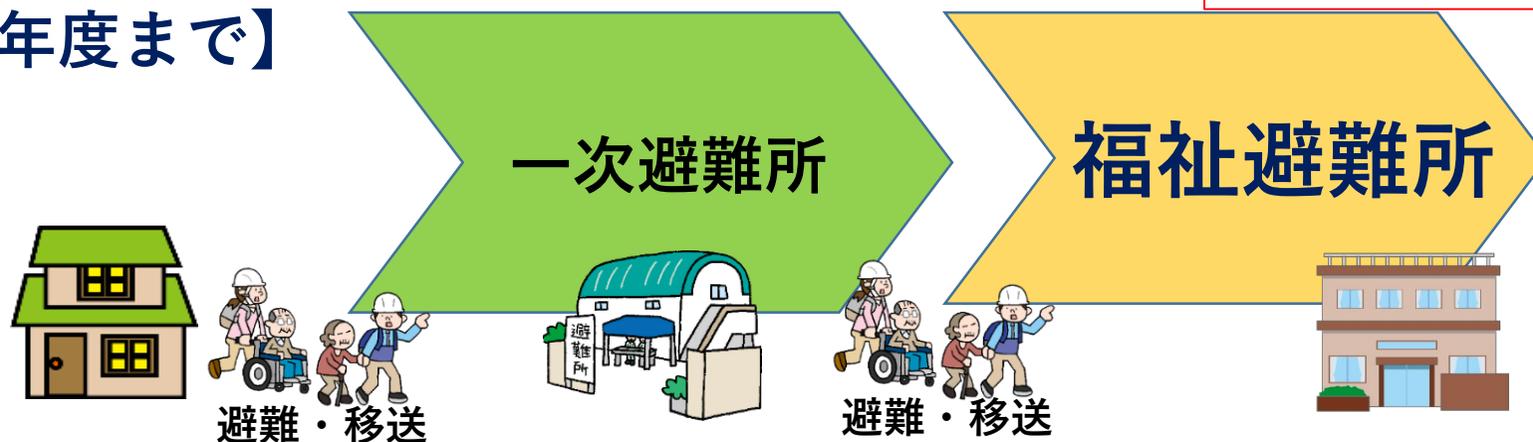
3 福祉避難所の指定、意向調査の実施

1 福祉避難所の位置づけの変更

避難行動要支援者の避難

震災時：発災後
水害時：発災前

【令和元年度まで】



【令和2年度から】

直接避難



2 要支援者対象者の検討

対象者の考え方

《参考》

要配慮者【概数260,000人】

(法第8条第2項第15号)

高齢者(65歳以上)[14.7万人]、障害者・難病患者[3.1万人]
状況により配慮を要する人(外国人[3.5万人]、乳幼児[4.1万人]、
妊産婦[6千人]) ※重複している場合あり

【72,000人規模】(現行)本区地域防災計画上位置づけた要配慮者

(1) 高齢者 約50,000人

(65歳以上単身暮らし熟年者激励手当、75歳以上単身、75歳以上熟年者のみ世帯)

(2) 障害者・難病患者 約22,000人

(身体障害者約10,000人、知的障害者約5,000人、精神障害者約7,000人)

【5,800人規模】江戸川区避難行動要支援者

(法第49条の10第1項)

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 障害支援区分4～6該当の方
- (3) 身体障害者手帳交付を受けた1級～3級の方
- (4) 愛の手帳交付を受けた1度～2度の方
- (5) 難病患者
- (6) その他(在宅人工呼吸器使用患者)

※施設等に入所・入居していない方

個別避難計画作成対象者

【1,400人規模】

- ① 要介護5の認定を受けている方
- ② 身体障害者(成人)障害支援区分4～6に該当の方
- ③ 身体障害者(児童)障害等級1級～3級に該当の方

※施設入所、共同生活援助、区外居住者を除く

※水害時に浸水の恐れがない4階以上の居住者を除く

3 福祉避難所の指定・意向調査の実施

○調査内容 令和2年10月実施

福祉避難所の指定、避難意向調査、個人情報の外部提供の同意確認

○対象者 1,400人

- | | |
|----------------------------|--------|
| ① 在宅で要介護5の認定を受けている方 | 1,114人 |
| ② 身体障害（成人） 障害支援区分4～6に該当する方 | 233人 |
| ③ 身体障害（児童） 障害等級1～3級に該当する方 | 53人 |

※障害者②③は、居宅介護(身体介護のみ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護生活介護の受給者に限り、かつ施設入所、共同生活援助、区外在住を除く

※水害時に浸水の恐れがない4階以上に居住している方を除く

令和3年度の取組

1 福祉避難所への説明会

2 福祉専門職への計画作成支援委託

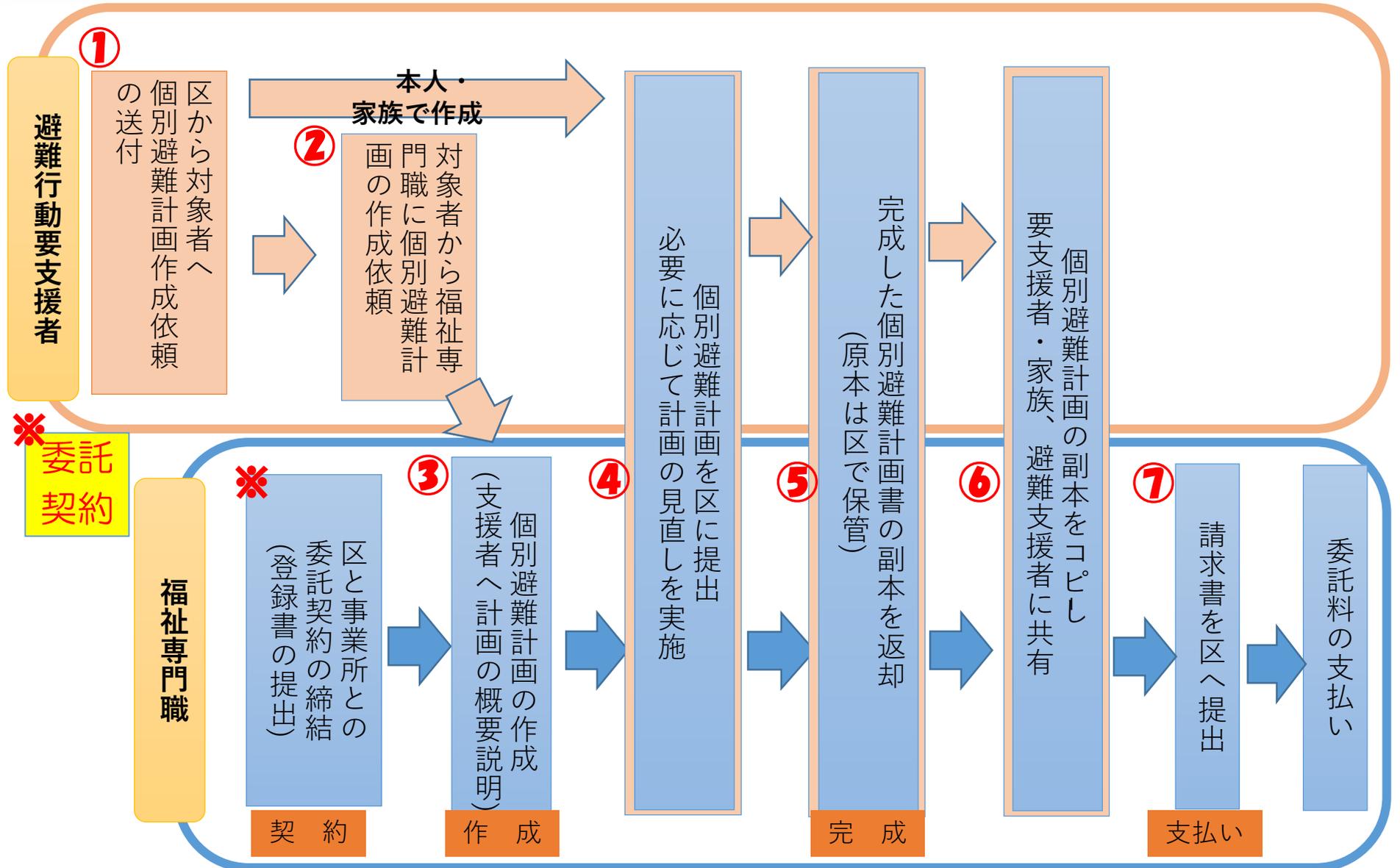
3 個別避難計画の作成依頼

1 福祉避難所への説明会

- ・福祉避難所への説明会と意見交換会を実施。
- ・江戸川区の防災の考え方や個別避難計画の内容について説明



2 福祉専門職への計画作成支援委託



3 個別避難計画作成依頼

- 令和2年度に福祉避難所へ紐づけた要支援者1,400名を対象。
- 要支援者本人に個別避難計画及び個別避難計画作成の手引きを送付。

個別避難計画作成対象者 【1,400人規模】

- ① 要介護5の認定を受けている方
- ② 身体障害者(成人)障害支援区分4～6に該当の方
- ③ 身体障害者(児童)障害等級1級～3級に該当の方

※施設入所、共同生活援助、区外居住者を除く

※水害時に浸水の恐れがない4階以上の居住者を除く

個別避難計画作成の手引き

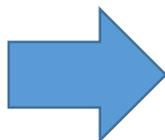
江戸川区災害時避難行動要支援者 個別避難計画
兼同意名簿登録申込書 作成日: 年 月 日

登録番号			
氏名	性別	生年月日	
身長	体重	障害	その他
住所	(戸建て・マンション・アパート) どちらかに○をつけてください		
連絡先①	(自宅電話)		
連絡先②	(携帯電話)		
生活の中心は	階建ての 階 で普段生活している (階数を数字でご記入ください)		
外水	荒川: 階浸水 中川: 階浸水 高潮: 階浸水	在宅避難	○・×
内水	江戸川: 階浸水 利根川: 階浸水: 一切浸水しない	在宅避難	○・×
名簿登録区分	<input type="checkbox"/> 要介護者(介護認定3～5かつ介護施設等に入所していない方) <input type="checkbox"/> 身体障害者(障害支援区分4～6、身体障害者手帳交付を受けた1～3級の方) <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者(障害区分4～6の方) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他(在宅人工呼吸器使用者)		
本人の家族	氏名	本人との続柄	
①	住所	同居	別居
	連絡先①	自宅電話番号	
	連絡先②	携帯電話番号	
②	氏名	本人との続柄	
	住所	同居	別居
	連絡先①	自宅電話番号	
	連絡先②	携帯電話番号	

作成の手引き

江戸川区
避難行動要支援者
個別避難計画作成の手引き

令和3年7月
江戸川区



令和4年3月現在 **362件**の提出あり



避難行動
要支援者対策
実施サイクル

1

避難行動要支援者名簿の作成
及び福祉避難所の指定



2

意向調査による名簿
の作成・共有



3

個別避難計画書
の作成・共有

4

福祉避難所等による
訓練等の実施



5

課題の検討
（関係者との意見
交換等の実施）



○ 避難行動要支援(名簿作成)対象者について

避難行動要支援者（法第49条の10第1項）【5,800人規模】

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 障害支援区分4～6に該当の方
- (3) 身体障害手帳1級～3級の児童
- (4) 愛の手帳1度～2度の児童
- (5) 精神障害者（障害支援区分4～6の方）
- (6) 難病患者（(1)非該当及び身体障害を除く障害支援区分4～6該当の方）
- (7) その他（在宅人工呼吸器使用患者等）

※ 施設入所、共同生活援助、区外居住者を除く

【対象拡大】
令和5年度を目標に
全対象者を作成

令和3年度 個別避難計画作成対象者【1,400人】

- ① 要介護5の認定を受けている方
- ② 身体障害者(成人)障害支援区分4～6に該当の方
- ③ 身体障害者(児童)障害等級1級～3級に該当の方

- ※ 水害時に浸水の恐れがない4階以上の居住者を除く
※ 対象者の抽出基準日は令和2年8月1日

1 個別避難計画の作成への理解促進

- (1) 要支援者
- (2) 福祉専門職
- (3) 地域支援団体

2 避難支援者がいない場合の支援確保

⇒近隣住民、消防団、警察署、消防署への声掛け

3 福祉避難所への移送手段

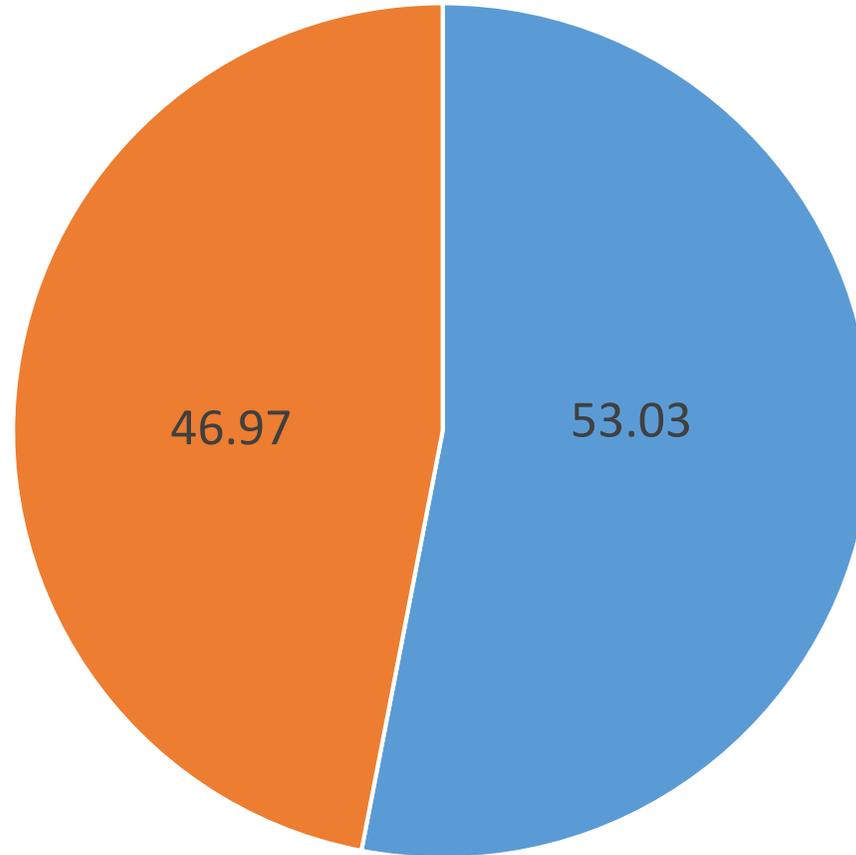
⇒水害、震災それぞれの移送手段の検討・整備

4 福祉避難所の拡充

⇒新たな民間施設へのアプローチ、福祉避難室の検討

第三者の支援の必要性

第三者による支援の必要性の分析



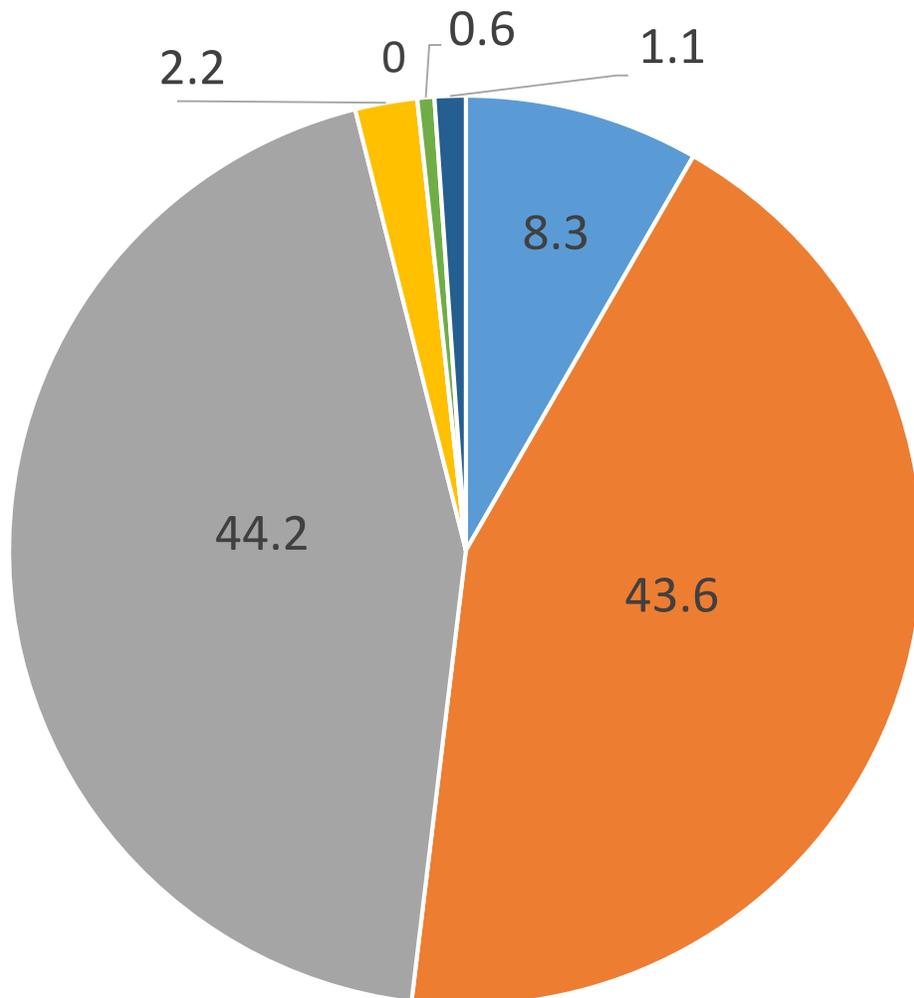
単位：%

■ 家族等による支援が期待できる

■ 第三者による支援が必要

個別避難計画の内容分析(大規模水害時)

個別避難計画の分析による推奨避難先



単位：%

- 広域避難(縁故)
- 広域避難(ホテル)
- 福祉避難所
- 在宅避難
- 区内ホテル避難
- 広域避難(支援者用意)
- 不明

新たな補助金制度

大規模水害時自主的広域避難補助

概ね3日前 江東5区による
共同検討開始



避難情報発令

宿泊補助適用公表



安全なエリアへ避難

最大 **9,000円** まで
 $(3,000円/泊 \cdot 人) \times 3泊$



みんなで補助金を利用して、
広域避難しよう！

